相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市大川町三丁目二七番地、最後の住所石川県小松市串町リ三五番地九　被相続人　亡　西浦　幸作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日　石川県小松市芦田町二丁目一八番地　相続財産管理人　潮津　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区三ノ輪一丁目九〇番地、最後の住所静岡県袋井市浅名一五七七番地の一特別養護老人ホーム紫雲の園　被相続人　亡　松村キクノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日　静岡県静岡市駿河区八幡五丁目六番二六号　相続財産管理人　下村　直紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市三松一丁目七四八番地の三、最後の住所大阪市中央区法円坂一丁目一番四〇―一五〇一号　被相続人　亡　山渕　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日　大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル六階　相続財産管理人　竹森　茂夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県伊万里市大川内町甲三三七三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大串　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日　佐賀県佐賀市富士町大字内野二番地二八　相続財産管理人　石井　久人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県臼杵市大字臼杵四六一番地、最後の住所大分県臼杵市大字諏訪七四六番地の二一　被相続人　亡　新貝　ミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日　大分市高崎一丁目一六番一三号　相続財産管理人　工藤　克彦

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年六月十八日

一、墳墓等所在地　群馬県高崎市乗附町字三本木三二四番一

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　今野家

一、改葬を行おうとする者　群馬県高崎市八千代町3―一三―九　唐澤　信一

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　千葉県知事登録旅行業第三―七六五号

㈢　商号　株式会社ゴールデン・スカイトラベル

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ゴールデン・スカイトラベル　鎌ヶ谷市道野辺中央四―一一―一〇　代表取締役　網代　順子

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　鎌ヶ谷市道野辺中央四―一一―一〇

㈥　旅行業登録年月日　平成十七年五月六日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年五月二十一日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十二年六月十八日　東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会　会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年６月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ジョイント・モールマネジメント　②東京都知事(1)88487　③代表取締役　中畑智文　④東京都目黒区目黒二丁目10番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都目黒区目黒二丁目10番11号　株式会社ジョイント・モールマネジメント　代表取締役　中畑智文

①株式会社マックスリーシング　②東京都知事(2)82773　③代表取締役　岡田英明　④東京都中央区築地一丁目13番10号　廃止した従たる事務所　東京都港区赤坂一丁目１番18号　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区築地一丁目13番10号　株式会社マックスリーシング　代表取締役　岡田英明

①株式会社ザイマックスリーシングマネジメント　②東京都知事(1)86378　③代表取締役　北村圭一　④東京都港区赤坂一丁目１番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区築地一丁目13番10号　株式会社ザイマックスリーシングマネジメント　代表取締役　北村圭一